

矢橋謝恩会奨学金（給付型）の案内

- 1 給付額 年額 400,000 円
- 2 応募資格（矢橋謝恩会要項より）
 - ①岐阜県出身者である。
 - ②令和7年春に本会の指定する高等学校を卒業し、国内の4年制大学に進学する者。
 - ③学業、人物ともに優秀で健康である。
 - ④学資の支弁が困難と認められる者。
 - (ア)経済的に不遇（失業中、低所得等）
 - (イ)環境的に不遇（母子、父子家庭等）
- 3 推薦人数 2名（本校より）
- 4 本校からの推薦者の決定について
 - ① 経済状況に関して、学費の支払い等が困難と認められるなど就学援助を要するものを審議する。

必要書類：**令和6年度 市町村・県民税 所得課税証明書（昨年度分のものです）**
 - ②学習状況については、評定平均値（学年末）をもとに審議する。
 - ③日本学生支援機構の給付奨学生を除く、**他の給付型奨学金の支給を受けない者。**

給付型奨学金の申請は、日本学生支援機構を除き、1名につき1つとする。
他の給付型奨学金とは、田口福寿会奨学金、伊藤青少年奨学会、廣瀬英雄奨学金など。
- 5 応募（申し出）について
 - (1)申し出先 奨学金係（山下：職員室）まで
 - (2)申し出期限 **2月7日（金）まで**
- 6 その他
採用後、3か月ごと（奨学金の支給を受けたとき）に謝恩会あてに奨学金受領書および近況報告書等を提出しなければならない。また、奨学生は、毎学年度終了後、1カ月以内に学業成績表および在学証明書を矢橋謝恩会理事長に提出しなければならない。